輸出検疫については、卸売市場や産地における輸出検査の実施等により利便性の向上を図るとともに、輸出を目指す事業者等に対して諸外国の検疫条件に関する情報提供を行う。また、訪日旅行者に対する輸出可能品目についての情報提供等により、農産物・食品の持ち帰りを推進する。これらの国内における検疫環境の整備に加えて、検疫上の理由により輸出できない国や品目について、重点国や重点品目を中心に、国際基準に則して、科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施する。

こうした様々な課題への着実な対応と併せて、途上国等において、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を図るため、平成26年６月に策定した「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、我が国の食品産業の海外展開等を通じたコールドチェーン（低温流通体系）、流通販売網等の整備を推進する。また、関係府省が連携し、国内の輸出促進のためのインフラ（産地の施設、卸売市場、物流網、港など）について、今後の環境整備の在り方に関する検討を進め、必要な対応を行う。

ウ　輸出促進等に向けた日本食や日本の食文化の海外展開

「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を一つの契機として、日本食や日本の食文化を世界に展開する素地が整ってきている。このため、国内における「和食」の保護・継承を図りつつ、日本の農林水産物・食品の輸出促進に資するよう、平成27年のミラノ国際博覧会や平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会などを積極的に活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進する。

このため、海外においては、在外公館、マスメディア等を活用した日本食や日本の食文化の魅力の効果的な発信とブランド化、民間団体による資格付与制度の創設を始めとする日本食の海外普及に貢献する調理師等の育成を推進する。また、国内においては、外食メニューの多言語化の推進等による訪日外国人の受入環境づくり等を推進する。その際、官民合同の協議会において、日本食や日本の食文化を効果的に海外に普及するための戦略を策定し、関係者が連携した取組を推進する。

②　食品産業のグローバル展開

食品産業が持続的に発展していくためには、成長著しいアジアなど世界の食関連市場も取り込んでいくことにより、その事業基盤を拡大、強化していくことが重要な戦略の一つである。このため、日本食や日本の食文化の海外への普及を図る取組とも連携しつつ、食品産業の海外展開を促進するための環境整備を推進する。

具体的には、「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、二国間の政策対話や経済連携等を活用し、食品安全や動植物検疫関連の規格や基準、知的財産権保護等の規制や制度などのビジネス投資環境の整備を推進するとともに、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を図る。あわせて、農産物や食品に関する国際規格や基準について、我が国の実態を適切に反映させるため、その規格や基準の策定に至る議論に積極的に参加する。

主要国においてＨＡＣＣＰの義務化が進展する中、我が国の食品産業事業者の国際的な取引における競争力を確保し、消費者に対してより安全な食品を供給するため、事業者によるＨＡＣＣＰに基づく自主的な衛生管理等の普及を図るとともに、海外からその取組が評価される環境を整える必要がある。また、我が国の事業者にとって言語やコスト等の面でも取り組みやすい規格や認証の仕組みが求められている。このため、ＨＡＣＣＰに関する研修の実施など我が国におけるＨＡＣＣＰ普及のための支援体制の充実を図るとともに、日本発の国際的に通用する、ＨＡＣＣＰをベースとする食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組について、官民が連携して推進する。あわせて、事業者における、ＨＡＣＣＰなどの食品安全に関する知識を有する人材や国際的な基準の策定等の過程に参画できる人材の育成と、こうした規格や認証の仕組み等の海外への積極的な発信等を推進する。

海外展開を目指す食品産業事業者について、事業検討段階から現地法人の立ち上げまで一貫してサポートする体制の充実を図る。加えて、海外進出の際に一定の知識と技術を有する現地人材を確保するため、アセアン各国の大学等と連携し、食品加工・流通等に関する教育を行う取組を推進する。

③　知的財産の戦略的な創造・活用・保護

高品質な農産物・食品づくりとそのブランド化等により、生産・加工・流通過程を通じた新たな価値を創出していくため、国内外の市場において、戦略的に知的財産を生み出し（創造）、経済的価値につなげ（活用）、模倣品・海賊版から守る（保護）取組を推進する。

この一環として、品質、社会的評価等の特性が産地と結び付いている産品について、その名称を保護する地理的表示保護制度の活用を促進するため、制度の認知度の向上を図るとともに、迅速かつ公平な登録審査を実施する。また、制度の信頼を確保するため、登録後の品質管理の徹底についての指導・監督、地理的表示の不正使用に対する適切な取締り等を実施する。さらに、登録された産品のブランド価値が輸出先国で認識されるための環境整備を図るため、地理的表示マークの活用、輸出先国での適切な保護に向けた枠組みづくりを推進する。

我が国の農業や食品産業の分野において知的財産の利活用が進んでいない状況を踏まえ、戦略的知的財産活用マニュアルの普及啓発により、育成者権や商標権といった特性の異なる知的財産権を組み合わせる等、戦略的に知的財産を利活用する取組を促進する。

一方、海外において我が国の農産物・食品の模倣品の流通などが増加、深刻化しており、このような知的財産の侵害に迅速かつ的確に対応するため、現地法人のネットワークを活用した監視や、海外展開企業の知的財産担当ＯＢを配置した国別相談窓口の活用等を推進する。また、東アジア地域における品種保護制度の整備を進めるため、アセアン＋日中韓で構成される「東アジア植物品種保護フォーラム」を通じて、各国の政策決定者への働きかけ等を推進する。さらに、海外における知的財産保護の取組を強化するため、我が国が締結しているＥＰＡの知的財産に係る規定を効果的に活用するとともに、必要に応じて改訂に係る交渉を行う。

なお、このような知的財産に関する施策を効果的かつ効率的に推進する観点から、新たな農林水産省知的財産戦略を平成27年５月までに策定する。

(5)　様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立

国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保することが必要である。また、凶作、輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給の確保を図る必要がある。

他方、世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因（リスク）が顕在化しつつあり、中長期的な食料需給のひっ迫が懸念されている。また、自然災害や輸送障害などの一時的・短期的に発生するリスクも存在している。

このため、不測の事態に備え、平素からこれらのリスクの影響等を分析、評価するとともに、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順の整備、関係者による共有を進める。また、リスクの分析、評価を踏まえた、食料の安定供給への影響を軽減するための対応策を検討し、実施する。こうした取組を通じて、総合的な食料安全保障の確立を図る。

①　食料供給に係るリスクの定期的な分析、評価等

食料の安定供給に関する様々なリスクに対処するための恒常的な取組として、主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度合い、発生頻度、対応の必要性等について毎年度分析、評価を行い、その結果を公表する。その際、必要に応じて対象品目や分析、評価手法の見直しを行う。